

令和5年3月10日

各位

株式会社 徳島大正銀行

当行元行員による不祥事件の発生について

このたび、当行におきまして、誠に遺憾ながら、下記のとおり不祥事件が発生しました。

社会的・公共的な役割を担い信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

大阪府下の営業店に勤務していた元行員(30代 一般行員)が、令和4年9月26日から令和5年2月3日までの期間、店内にある紙幣入出金機より複数回にわたり現金を着服していたことが内部調査により判明いたしました。着服累計額は602万円であり、元行員は着服した金銭を生活費補てん資金等として使用しておりました。

本件は店内に保管されている現金の着服であり、お客さまの取引に影響を及ぼした内容ではありません。なお、着服金は元行員により全額弁済されております。

2. 関係機関への届出

本件発覚後、監督官庁に対しては、法令に基づく届出を行うとともに、警察に相談の上、対応しております。

3. 人事処分

元行員につきましては、令和5年2月28日付で懲戒解雇処分としております。

4. 今後の改善策

当行では、今回の事態を厳粛に受け止め、役職員のコンプライアンス意識の更なる向上に努めるとともに、各種チェック機能の強化や、内部管理態勢の一層の強化等、必要な再発防止策を講じ、信頼回復に向けて改めて全行を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

【お客さま】

とくぎんお客さま相談室

0120-87-1090 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時 (銀行の休業日を除きます)

【報道機関のみなさま】

企画部 三間

電話：088-656-1118